

厚生労働大臣が定める掲示事項等

(療養担当規則等及び厚生労働大臣が定める掲示事項に基づくお知らせ)

独立行政法人国立病院機構 山口宇部医療センター

令和8年6月1日現在

当院は、保険医療機関及び保険医療養担当規則等並びに厚生労働大臣が定める掲示事項に基づき、下記の事項を院内に掲示するとともに、当院ホームページにも掲載しています。

1 保険医療機関の指定について

当院は、中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関であり、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っています。

2 入院基本料に関する事項

当院では、それぞれの病棟について、入院基本料に係る施設基準の届出を行い、届け出た区分に応じた看護職員を配置しています。なお、病棟・時間帯・休日等により看護職員の配置は異なります。各時間帯の看護職員配置は、各病棟に掲示しています。

病 棟	看護職員の配置（入院料区分・配置比）
一般病棟	急性期一般入院料 4・10対1
きらら東・西病棟（重症心身障害児(者)）	障害者施設等入院基本料・7対1
結核病棟	結核病棟入院基本料・10対1
緩和ケア病棟	緩和ケア病棟入院料 1・7対1

また、当院は、入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束の最小化及び賃上げ（ベースアップ評価料）に係る取組について、厚生労働大臣が定める基準を満たしています。

3 D P C対象病院について

当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価（D P C / P D P S）と出来高評価を組み合わせる算定するD P C対象病院です。

医療機関別係数：1.3376 [基礎係数：1.0283・機能評価係数Ⅰ：0.2463・機能評価係数Ⅱ：0.0554・救急補正係数：0.0076の合計]

4 入院時食事療養（Ⅰ）について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については午後6時以降）・適温で提供しています。

5 明細書の発行状況について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

6 保険外併用療養費（選定療養等）について

(1) 初診料・再診料等に係る費用

- ・他の医療機関からの紹介状を持たずに当院を直接受診した場合等
初診時選定療養費：7,700円（税込）
- ・他の医療機関への紹介を申し出た後も患者さんが当院での診療を引き続き希望される場合等
再診時選定療養費：3,300円（税込）

(2) 180日を超える入院に関する事項

入院期間が180日を超える患者さんの入院基本料等は減額され、保険外併用療養費として取り扱い、差額徴収の対象となります。ご負担額は、入院1日あたり2,640円（税込）です。ただし、厚生労働大臣が定める状態等にある患者さんは対象外です。

(3) 間歇スキャン式持続血糖測定器

間歇スキャン式持続血糖測定器を診療報酬上対象とならない患者さんが使用する場合、当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に以下の金額をご負担いただきます。

- ・FreeStyleリブレ2（センサー）：7,150円／個
- ・FreeStyleリブレ2（Reader）：7,480円／台

(4) 長期収載品の処方等（選定療養）

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）について、医療上の必要性がなく、患者さんのご希望により長期収載品を選択された場合は、先発品と後発品の価格差の一部を、選定療養に係る特別の料金としてご負担いただきます。

お問い合わせ

独立行政法人国立病院機構 山口宇部医療センター 医事部門